

経営発展を目指す農業者の皆さんへ

農業経営の 課題解決に向けてサポート



香川県新規就農・農業経営相談センター

香川県東讃・小豆・中讃・西讃農業改良普及センター
公益財団法人香川県農地機構・一般社団法人香川県農業会議

香川県新規就農・農業経営相談センターの登録専門家がサポートします

農業経営に関する相談事はありませんか？

農業者の皆さんが経営を発展させるため、経営課題の解決に向けて
専門家の派遣等により個別支援します。

対象者

● 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

(関係機関、専門家で構成される経営戦略会議で対象者が決定します。)

- 相談を希望される場合、最寄りの普及センター、JA 等へお申し出下さい。
その際、2年分の決算書や同意書(2ページ)などが必要となります。
※ 総合窓口、サテライト窓口は裏表紙に掲載しています。

相談内容

● 法人化、税務、経営診断、労務、経営継承、新商品開発、販路拡大など

- これまでの相談事例は3ページを参照下さい。
また、これまでの相談内容のうち、件数の多い相談区分「経営改善・診断」、
「法人化」、「税務・財務」、「経営継承・相続」、「雇用・労務」の5区分についての
相談に関する参考資料を4～9ページに掲載しています。

派遣する専門家

● 税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、 中小企業診断士など

(商品開発や販路拡大などの相談は、「香川県よろず支援拠点」と連携して支援するなど、
掲載以外の専門家の派遣も可能です。)

- 登録専門家を10～14ページに紹介しています。



個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に記名してください。

農業経営者サポート事業に係る個人情報の取扱いについて

香川県は、農業経営者サポート事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県は、当該個人情報について、本事業による伴走型支援及びフォローアップ、国等への報告等で利用するために、次の関係機関に必要最小限度内において提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関	国、香川県、市町、JA香川県、(公財)香川県農地機構、(一社)香川県農業会議、(株)日本政策金融公庫、(公財)かがわ産業支援財団（香川県よろず支援拠点）、農業経営者サポート事業登録専門家
------	---

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

氏名

専門家派遣による相談事例

● 法人化による後継者への経営継承

相談内容

イチゴを中心とした経営を親夫婦と繁忙期のパート雇用で行っていたが、後継者（生計別）が就農し、同じイチゴ栽培に取り組み始めた。経営継承を考えると法人化して経営を合算した方がよいのではないか、どのように進めたらよいか支援してほしい。

支援内容

後継者の育成を図り、いかに円滑に継承していくかという課題解決に向け、税理士、社会保険労務士、後に司法書士を派遣し、以下のとおり支援を実施した。

- ・税理士は、法人化試算、メリット・デメリット整理、設立時期、事業年度、財産の引継ぎのほか、親子2つの経営状況を適確に把握していくよう指導・助言。
- ・社会保険労務士は、家族、雇用者が働きやすい環境整備、労務管理の留意点等のほか、社会保険、労働保険の内容と加入手続き等について指導・助言。

支援の成果、その後の状況等

後継者が法人化の判断をするまで家族内での検討期間を置き、家族内の話し合いを経て、設立手続きを進めたいとの意向があり、税理士、司法書士を派遣した。

税理士により、法人化後の経営のイメージの具体化や財産の引継ぎなどについて、司法書士により、定款の作成等について指導・助言し、法人設立に至った。

2つの経営を合算しての法人化であるので、各個人経営の経理、財産の引継ぎ等を適切に行い、法人化後の経営がスムーズに進められるよう伴走支援を継続している。



● 人材確保に向けた法人化

相談内容

相談者は水稲、麦、作業受託を中心とした経営を父と2人でやっている。規模拡大に伴い労働力不足のため、叔父が農作業を手伝っている。今後は雇用の導入や収入の増加に伴う税務・財務について、専門家の支援を受けたい。

支援内容

支援内容を「事業計画の策定」、「人材の確保支援」及び「法人化の検討」と定めて支援。支援を続ける中で、「父親は高齢等を理由に3年後には農業からの引退を考えていること」、「30歳代男性を常時雇用することにしたが、できるだけ就業環境をよくしたいこと」を受けて、人材確保・育成の観点から、社会保険・労働保険への加入や、家計と経営の分離のために法人化することになり、以下の専門家派遣を行うなど支援した。

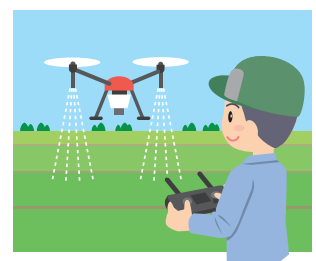
- ・税理士は、決算見込みを踏まえた次期対策、法人化試算、関係諸制度への対応を助言
- ・司法書士は、出資者の責任、定款作成、法人設立手続き等を助言
- ・社会保険労務士は、労働条件整備、社会保険手続き、雇用契約締結の注意点等を助言

支援の成果・その後の状況

令和2年2月に株式会社を設立。農地所有適格法人の要件を満たすよう役員、株主の構成を検討。3年後の父のリタイア時には妻が農業に専従し、父の株式を妻に譲渡予定。

当初の要望は規模拡大に伴う当面の雇用対策、税務対応についての相談であったが、専門家等との相談を続ける中で、数年後の経営全体をどうするのかに要望が変わった。

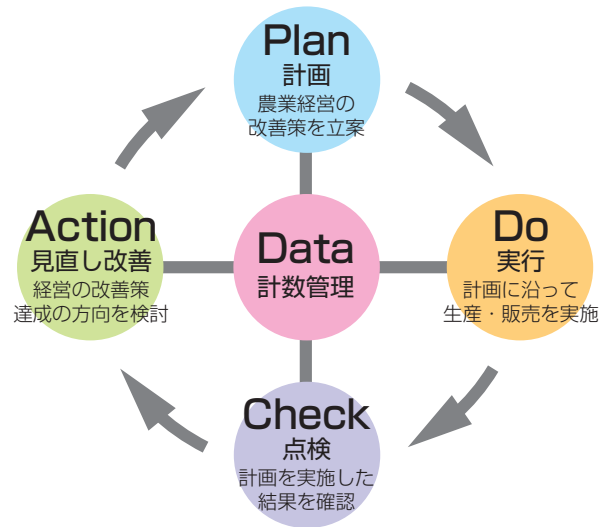
そうした中、規模拡大、労働力不足、雇用環境整備、家計と農業経営の分離を図るには法人化が最善との結論に至った。



決算書を経営に活かす

■ マネジメントサイクルを実践

農業経営は複式簿記による計数管理が基本。家計と経営の分離が第1歩です。経営サイクル（マネジメントサイクル）の出発点は、自分がどんな経営を目指したいかという目標で、次に目標を達成するための計画を立てます。その計画に基づいて行動し、過程や結果という実践について点検します。評価から改善が行われ、また新しい計画が立てられ、再び実行に移されるといふサイクルが、らせん状に動いていくことで経営改善は進みます。



■ 証拠書類等保存、記帳の励行

複式簿記は、税務計算上の基礎資料とする税制の役割があり、節税のために記帳しようと始められる方もいると思いますが、自己の経営を見つめ直す判断材料をつくり事業計画を立てる上での大きな役割を担っていることも重要な点です。

電子帳簿保存制度に留意して領収書等証拠書類の保存に努めつつ、販売委託手数料など消費税なども意識し、適時適切な帳簿作成を心がけていきましょう。

※ 農業の会計に関する指針（一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会、公益社団法人日本農業法人協会）や農業簿記検定（全国農業会議所等後援）なども参考にして下さい。

■ 自分でできる経営分析で点検

点検は、過去3年分の決算書から勘定科目毎に数値を並べて、その増減を↑↓を付けて比較・分析してみることから始めてみてはいかがでしょうか。

次に、以下に示す「経営指標」を計算し、現場の問題点を見つけ出しましょう。

[収益力や発展性を語る、収益性分析]

- 総資本回転率：売上高 ÷ 総資本 = **1.1 回転**
- 売上高経常利益率：経常利益 ÷ 売上高 × 100 = **6.1%**

[労働力等に対する生産力を計る、生産性分析]

- 一人当たり売上高：売上高 ÷ 平均従業員数 = **4,912 千円**
- 一人当たり有形固定資産：有形固定資産 ÷ 平均従業員数 = **1,677 千円**

[財政状態の安全性を計る、安全性分析]

- 固定長期適合率：(固定資産 + 繰延資産) ÷ (固定負債 + 自己資本) × 100 = **73.2%**
- 流動比率：流動資産 ÷ 流動負債 × 100 = **202.6%**

※ 記載の数字は売上規模 0.5 億円～1 億円の黒字野菜作企業平均【令和3年版 TKC 経営指標】

また、費用を固定費と変動費に分けて売上高と費用の額がちょうど等しくなる売上高または販売数量である損益分岐点を算出して、どの作物が利益が出やすいか、販売単価の最低ラインはいくらかなどの検討の足掛かりとしてみて下さい。

※ 固定費 = 生産量や売上高の増減に関係なく一定額支払う費用
 変動費 = 生産高や売上高に比例して発生する費用

法人化で経営を継続・発展

■ 目的を持った法人化

農業経営の法人化は農業経営の改善・発展につながることで、他産業並みの就業条件が整備されるなど、「農業」が魅力ある職業となるための基礎的條件の整備につながります。

香川県内でも農業法人の設立が増えており、10年前から倍増し、現在は350法人を超えています。その多くが「経営の合理化」「信用力の向上」「人材の確保」「円滑な経営継承」などを理由に挙げ、目的を明確に持って法人化しています。

法人化は、次のようなメリットを活用することで、経営を継続・発展させていくための選択肢の一つ、有効な手段です。

- 経営と生活が分離され、徹底した経営管理が可能になる
- 資金調達・販路開拓などの面で対外信用力が向上する
- 「企業」としてのイメージ向上で有能な人材・後継者確保につながる
- 社会保険制度の適用等により構成員・従業員の就業条件が整備できる
- 経営の円滑な継承ができる
- 税制、資金など制度上で優遇措置がある

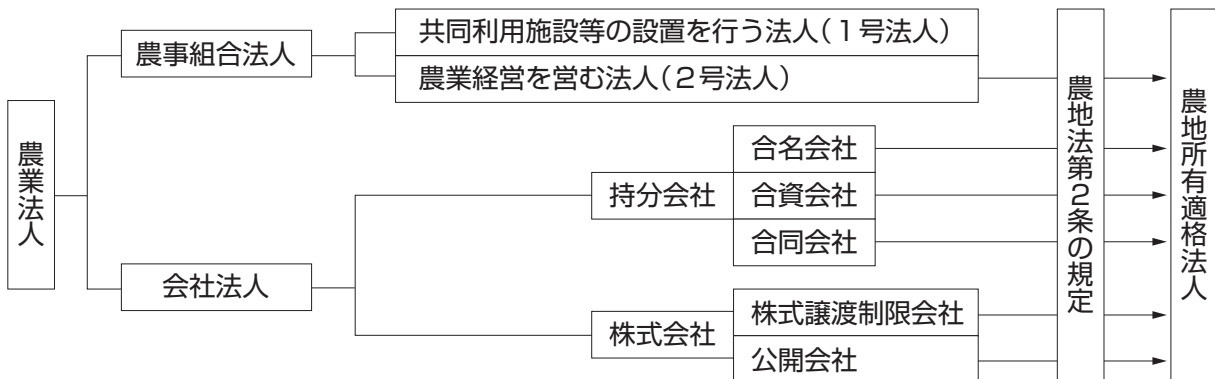
一方で、税金や社会保障制度の負担、複式簿記での記帳義務が生じます。

■ 法人化にあたっての具体的な検討項目

法人化を具体的に進めるにあたっては、次のような事項を検討していく必要があります。

● 法人化の検討にあたっての8項目 ●

- ① なぜ法人化なのか、整理できたか。 (メリット・デメリットを整理し、目的を明確に)
- ② 法人形態や個人と法人の違いなど農業法人についての理解を深めたか。



- ③ どんな事業を展開し、事業運営のために必要な資金をどう調達するか。 (事業計画をどう立案するか、資本金額をいくらにするか)
- ④ 目的、事業内容等をもとに、構成員、役員は誰にするのか。 (農地所有適格法人要件、農業者年金制度などの制限事項に注意)
- ⑤ 個人経営（任意組合）の資産、負債を法人経営にどのように引き継ぐか。 (農地等財産の引継の税務、補助事業で導入した資産などに注意)
- ⑥ 会計税務、労務管理等法人運営のルールをどうするか。 (事業年度、役員報酬、社会保険等加入など)
- ⑦ 農業法人関係に認められている支援制度等の有効利用を図れないか。 (経営発展のための農業法人化支援措置)
- ⑧ 設立日を決めて定款作成等法人設立手続き、事業開始に合わせて専門家等の関与をどうするか。 (取引先、地域、関係機関等との調整等を含めて)

令和5年10月1日からインボイス制度が導入

課税事業者の課否判定

国内で消費税の課税対象となる取引を行う事業者は、本来的には課税事業者となりますが、課税期間（消費税の課税や税額計算等で基礎となる期間。個人事業者は暦年で、その年の1月1日から12月31日まで）の基準期間（個人事業者は課税期間の前々年。令和3年が課税期間である場合は令和元年）における課税売上高が1,000万円以下であれば免税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間（当課税期間の前年の1月1日から6月30日まで）の課税売上高が1,000万円を超えた場合には（課税売上高に代えて給与支払額の合計により判定することも可）、課税事業者になります。

こうした「課税事業者か免税事業者かの判定」や、納付税額の計算方法に簡易課税を選択する場合などの「届出書類を期限内に納税地の所轄税務署長に提出」することに注意が必要です。

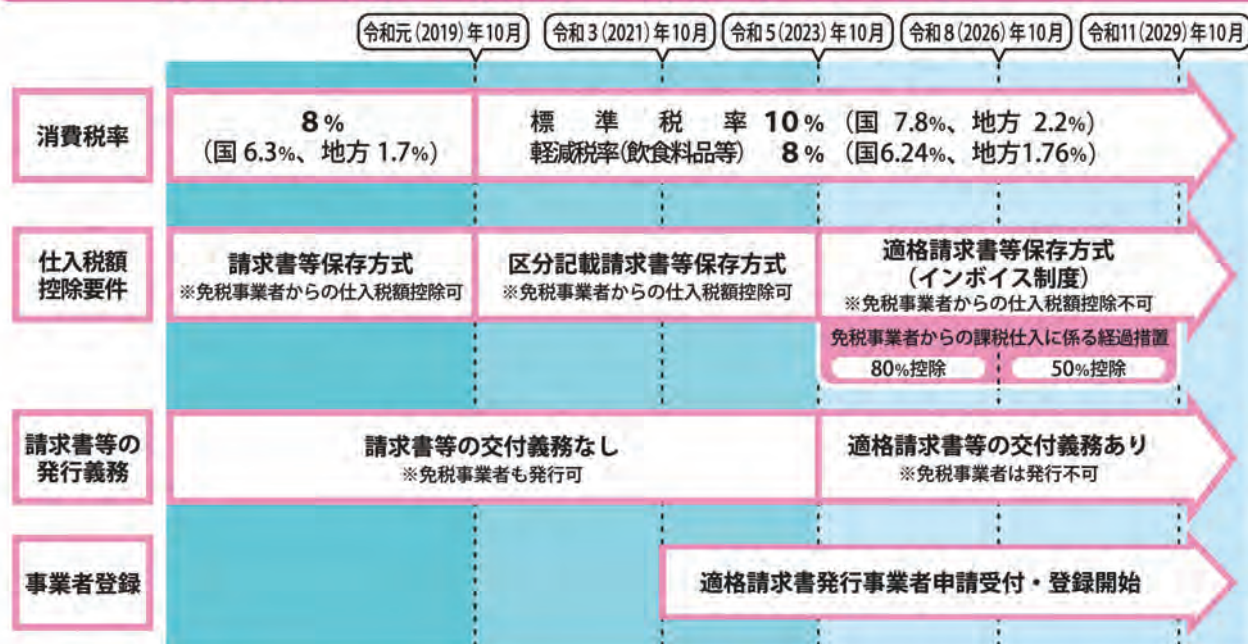
令和5年10月1日からインボイス制度が導入

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることに伴い、これまで免税事業者であった者も販売先の求めに応じて「適格請求書発行事業者」として登録（課税事業者となる）が必要となる場合があります。

「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の下では、税務署長に申請して登録した登録事業者が発行する「適格請求書」（インボイス）及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

- 例外として「農協等特例」が措置されており、例えば、農協に「無条件委託」かつ「共同計算」する米などは農業者のインボイスがなくても買い手において仕入税額控除が可能。
- 従事分量配当を仕入税額控除としていた農事組合法人が、納付すべき消費税をこれまでと同額にするためには、組合員が課税事業者となって適格請求書を発行するか検討が必要。
- 経過措置が設けられることにより、免税事業者からの課税仕入れについて、令和8年9月30日までは80%、令和11年9月30日までは50%の仕入税額控除が可能。
- 制度導入開始の令和5年10月1日から登録事業者となる場合、令和5年3月31日までに所轄税務署へ登録申請が必要となり、販売先との契約内容等に注意して登録申請を判断。

消費税に係る制度改正に関連するスケジュール



早期の相続対策等で円滑な経営継承を

農業経営を後継者等へ円滑に継承していくためには、経営に必要な資産をきちんと計算・管理し、売買などの譲渡のほか、相続、贈与により引き継いでいく必要があります。

家族経営の場合、一般的には相続により財産を承継することが考えられますが、その際、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など大きな問題があります。このため、遺言の作成など事前に相続問題に対策を立てておくことは、「相続時」にあわてないためにも経営者として大切な心構えです。平成27年1月からは相続税の課税が改正され、課税対象者が増加している状況でもあります。税制特例等の活用も検討し、早めの相続、経営継承に向けた対策を検討されることをお勧めします。

なお、経営継承には、引き継ぐ資産として目に見える現預金や農機具等だけでなく、目に見えない栽培技術やブランド力等もありますし、引き継ぎ先は親族内だけでなく第三者もあり、計画的に進めることが重要です。財産を抜け、漏れなく把握・整理し、5年、10年先を見据えた経営継承計画を立てるなどして進めていきましょう。

相続財産に係る相続税〔遺産に係る基礎控除額〕

相続した財産の課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告を行う必要があります。

遺産に係る基礎控除額 $3000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}$

※遺産は、現金、預貯金、土地、建物、農機具、棚卸資産などです。農地については、例えば純農地であれば、農地の固定資産評価額にその地域の農地の売買実価額等を基として国税局長の定めた一定の倍率を乗じて計算した金額により評価します。

農地等の相続税・贈与税納税猶予制度

農地等については「相続税・贈与税の納税猶予制度」が設けられ、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図る措置がされています。

相続人、受贈者は相続・贈与を受けた納税猶予対象農地で引き続き農業を営むことで相続税・贈与税が納税猶予され、その農地を貸したり売ったりすれば、納税猶予が打ち切りとなります。

※（公財）香川県農地機構への貸付けなどの「特定貸付け」の場合は納税猶予が継続。

相続時精算課税制度

贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合には、相続時精算課税を選択することができます。この制度は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行うものです。暦年課税の場合、基礎控除額が毎年110万円ですが、この控除額が合計で2,500万円になります。ただし、「相続時精算課税制度」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することができないなど注意が必要です。

事業承継税制

経営継承円滑法に基づく認定による事業承継税制が措置され、個人版事業承継税制では、10年間限定で多様な事業用資産の承継に係る贈与税・相続税を納税猶予する制度があります。

※後継者が相続・贈与により取得した特定事業用資産（事業用の農地等以外の土地等（400㎡まで）、建物（800㎡まで）、農機具）に係る相続税・贈与税が猶予。

法人版事業承継税制では、後継者が認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続・贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予又は免除されます。

これら制度の活用にあたっては、専門家（税理士）によく相談して下さい。

個人農業者の経営継承時の手続き

個人の場合の経営継承には相続による場合と生前に行う場合とがあります。

相続があった場合、一般には、相続人間において遺産分割協議書を作成して、これに基づいて相続手続きを行うことになり、前ページのとおり、相続財産の価額によっては相続税の申告が必要です。また、相続人は相続のあったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日までに相続人が共同で準確定申告をする必要があります。

■生前の経営継承

生前の経営継承は、棚卸資産については贈与と売買に分けられ、棚卸資産以外の農業用財産は譲渡せずに貸すことができますので、土地や減価償却資産は使用貸借とするのが一般的です。

生計を一にする親族名義の不動産を無償で事業の用に供している場合、親族名義の資産の固定資産税や減価償却費、資産取得資金の借入金の利息を必要経費にできますので、固定資産台帳等に記載の親族名義の資産の取得価額や耐用年数、未償却残高をそのまま引き継いで計上します。

不動産以外の動産（棚卸資産や農機具、生物等）については、贈与するか、売買によります。贈与の場合は、相続時精算課税制度などの特例の活用を検討します。

親子間で売買する方法では、適正な時価によって親から子へ売買します。棚卸資産が多額になるケースなどでは注意が必要で、親子間で売買契約書を作成・締結し、売買代金の支払いルールなどを明確にしておくこと、買取資金の確保なども重要になってきます。

適正な時価が帳簿価額と一致する場合、売却益が生じないこととなり、所得税はかかりませんが、譲渡する側（親）が消費税の課税事業者の場合、経営継承に伴う資産の譲渡にも消費税がかかることに注意が必要です。

また、売買で親から取得した資産は中古資産を取得したものとして取り扱われ、売買金額を取得価額及び未償却残高とするほか、中古資産の耐用年数を用いることが可能となります。

なお、預貯金については、子が新たに口座を開設して始めます。農業経営基盤強化準備金や、収入保険などは親から子へ引き継ぎ等の手続きをとるほか、各種名義変更などを順次行うこととなります。

■経営継承に伴う税務署への提出書類

経営継承に伴う農業の開廃業関係の提出書類は以下のとおりです。

親から経営を引き継いだ場合（相続含む）[新規に農業を始める場合も同様]

個人事業の開業届出書

所得税の青色申告承認申請書

専従者給与等を支給する場合は併せて、

青色事業専従者給与に関する届出書

給与支払事務所等の開設届出書（人を雇用しようとする場合も必要です）

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

※事業主（源泉徴収義務者）は、源泉徴収した所得税額を原則的には毎月給与等を支給した翌月の10日までに税務署に納付しますが、給与等の支給を受ける人が常時10人未満の源泉徴収義務者が半年分ずつ年2回にまとめて納付できる制度の適用を受ける場合に必要

消費税課税事業者を選択する場合は併せて（相続の場合は納税義務を継承）、

消費税課税事業者選択届出書 [親から取得した資産が多額で課税仕入が課税売上を上回る場合]

後継者へ経営を引き継いだ場合（相続含む）[農業をやめる場合も同様]

個人事業の廃業届出書

所得税の青色申告の取りやめ届出書

専従者給与等を支給していた場合は併せて、

給与支払事務所等の廃止届出書

消費税課税事業者の場合は併せて（相続の場合は納税義務を継承）、

事業廃止届出書

労働条件整備と働きやすい職場づくり

「事業は人である」といわれるように、事業の発展には優秀な人材の採用や育成が欠かせません。農業経営の規模拡大や法人化に伴い、家族以外の労働力（経営を支える基幹労働者、パートタイム労働者、季節労働者、外国人技能実習生など多くの雇用労働力）を必要とする経営が増えており、これら従業員の労務管理は複雑・多様化しています。

労務管理を行う上で最も重要なルールは労働基準法ですが、同法では、法定三帳簿と呼ばれる①労働者名簿（資料①）、②賃金台帳（資料②）、③出勤簿またはタイムカード（資料③）のほか、「年次有給休暇管理簿」の備え付けを義務づけていますし、労働契約に際し、使用者は労働者に対し重要な労働条件を明示しなければならず、「雇用契約書（資料④）」を取り交わす、もしくは「労働条件通知書」を交付することが必要となっています。

また、働きやすい職場づくりには、現場目線で、従業員とコミュニケーションをとりながら作業を見直していくことが重要です。改善の積み重ねが従業員の活力の源泉となり、従業員たちの活躍が会社（経営）を支える、という相乗効果を生んでいくと考えられます。

なお、社会保険・労働保険への加入した場合、給与の31%程度（事業主、労働者合計）の保険料負担が生じます。月額給与20万円の場合、6万3千円程度（※内訳）です。

※保険料内訳	事業主負担	労働者負担	合計
健康保険	10,340円 [5.17%]	10,340円 [5.17%]	20,680円 [10.34%]
厚生年金保険	18,300円 [9.15%]	18,300円 [9.15%]	36,600円 [18.3%]
雇用保険	1,900円 [0.95%]	1,200円 [0.6%]	3,100円 [1.55%]
労災保険	2,600円 [1.3%]	-	2,600円 [1.3%]
	33,140円 [16.57%]	29,840円 [14.92%]	62,980円 [31.49%]

注：健康保険は介護保険第2号被保険者に該当しない場合
上記のほか、子ども・子育て拠出金0.36%（事業主負担のみ）あり。

〔資料①〕

社員番号： _____

労働者名簿

フリガナ	1775072007	生年月日	1965年 6月 30日	性別	男
氏名	農業 太郎	フリガナ	カネワケン、タカマツシ、マツシマチヨウ	電話	03-XXXX-XXXX
現住所	香川県高松市松島町1-17-28				
フリガナ	()	電話	()		
連絡先					
雇用年月日	平成27年 4月 1日	退職年月日	年 月 日		
退職事由	自己都合・定年・解雇・死亡・その他 ()				
備考(保証人等)					
	従事する業務の種類				
	農作業に関する業務全般				

〔資料③〕

28年 4月分 勤務状況報告書 氏名：農業 太郎

日	曜日	始業	就業	休憩	実績時間			遅刻	早退	時間外労働の理由等	備考
					出勤時間	時間外	残業				
1	金	7:30	16:30	1:00	8:00	?	?	?	?		
2	土	7:30	17:00	1:00	8:40	0:40	?	?	?	機械整備	
3	日	?	?	?	?	?	?	?	?		
4	月	7:37	16:30	1:00	7:53	?	?	?	0:07		
5	火	7:00	18:00	1:00	10:00	2:00	?	?	?	預けが	
6	水	7:30	16:30	1:00	8:30	?	?	?	?		
7	木	7:30	16:25	1:00	7:55	?	?	?	0:05		
8	金	7:30	16:35	1:00	8:05	0:05	?	?	?	機械整備	
9	土	?	?	?	?	?	?	?	?		
10	日	7:18	17:12	1:00	8:58	0:54	?	?	?	給水	
11	月	7:25	16:30	1:00	8:05	0:05	?	?	?	配管	
12	火	7:30	16:30	1:00	8:00	?	?	?	?		
13	水	?	?	?	?	?	?	?	?		

〔資料②〕

平成27年 賃金台帳 (常時使用される労働者に対する)

年月日	雇用年月日	従事する業務	氏名	性別								
昭和50年4月30日	平成27年4月1日	農作業全般	農業 太郎	男								
賃金計算期間	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
労働日数	20	24	20	20	20	24	24	24	24	24	24	24
労働時間	300	314	248	248	248	312	312	240	182			
休日労働時間												
有給休暇時間	3	13	45	38	20	40	0					
基本賃金	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	
賞与	4,812	17,725	44,225	53,769	19,255	19,255	19,255	19,255	19,255	19,255	19,255	
労働手当	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
残業手当	2,000	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
休職手当	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
小計	224,812	224,725	264,225	253,319	239,255	239,255	239,255	239,255	239,255	239,255	239,255	
大計	10,812	10,812	10,812	10,812	10,812	10,812	10,812	10,812	10,812	10,812	10,812	
厚生年金保険料	18,221	18,221	18,221	18,221	18,221	18,221	18,221	18,221	18,221	18,221	18,221	
健康保険料	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	
雇用保険料	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	
合計	35,063	35,063	35,063	35,063	35,063	35,063	35,063	35,063	35,063	35,063	35,063	
賞与支給額	183,221	186,162	229,041	218,440	203,992	203,992	203,992	203,992	203,992	203,992	203,992	

〔資料④〕

雇用契約書 (例①：正社員：労働に期間があるケース)

労働者(以下「労働者」といふ)と事業主(以下「事業主」といふ)とは、下記労働条件で雇用契約を締結する。

- ・雇用期間 平成27年10月1日～(1)期間の定めなし、(2)期間の定めあり【～平成 年 月 日】
- ・契約更新の有無 3.【期間の定めあり】の場合の更新の有無 ① あり、② 更新する場合がある、③ ない
- ・更新する場合又はしない場合の判断基準 ()
- ・就業の場所 当該事業所敷地内 など
- ・従事する業務内容 農作業全般、作物などの管理業務 など
- ・期間の定め有無 1. 季節や月によって労働時間に期間の定めが (有) (無)
- ・始業・終業の時刻 (1日)の所定労働時間 ① 始業 7:45～終業 16:00 (6時間)
- ② 始業 6:00～終業 16:30 (10時間)、③ 始業 6:00～終業 17:30 (10時間)
- ・所定労働時間 3. 1か月の所定労働時間 ① 1か月の所定労働時間が年を通して変わらない場合、時間 ② 月によって1か月の所定労働時間が異なる場合の月別の所定労働時間 (内は1日の所定労働時間) 1月 102時間 (①:6) 5月 208時間 (②:8) 9月 199時間 (②:7) 2月 182時間 (①:6) 6月 200時間 (③:8) 10月 200時間 (③:8) 3月 208時間 (③:8) 7月 188時間 (②:7) 11月 160時間 (③:6) 4月 200時間 (③:8) 8月 188時間 (②:7) 12月 120時間 (③:6)
- ・所定外労働の有無 4. 1年間の所定労働時間 2076時間 5. 1週間の所定労働時間 時間
- ・休憩時間 6. 時間外労働の有無 (有) ① 1日・年 2時間以内、② 日・週・月 (年 300時間以内)、無
- 7. 休憩時間: ① 10:00～10:15、② 12:00～13:00、③ 15:00～15:15
- ・就業時間換算の有無 8. 就業時間換算(交代勤務)がある場合 ① 始業: ~ 終業: ~ (時間) ② 始業: ~ 終業: ~ (時間) (詳細は、就業規則による。)
- ・休日 1. 定例日 (有) 毎週 曜日 2. 非定例日: 当社カレンダーによる 3. 年間(有)日
- ・休暇 年次有給休暇 (6か月継続勤務した場合: 10日) (詳細は、就業規則による。)
- ・基本給と諸手当 1. 基本賃金(時給) 円(日給) 円(月給) 170,420円(173時間分)(年間) 円
- 2. 諸手当の額 ① 労働者手当 56,420円(労働者手当) ② 通勤手当(月 給) 4,000円
- ③ 家族手当 40,000円(月 給)、④ 手当 円()
- ・支払方法 3. 割増率: ① 時間外労働 25%、② 休日労働 25%、③ 深夜労働 25%、④ %
- ・賞金支払時の控除 4. 賞金締切日 15日、5. 賞金支払日 毎月 翌月 25日 (ただし金融機関が休日の場合は前日)
- ・給付

雇用に伴い、必ず整えるべき書類

● 登録専門家名簿 ●

税理士	24名	中小企業診断士	4名	大学教授	1名
公認会計士	1名	司法書士	2名	農業法人経営者	2名
社会保険労務士	3名	弁護士	2名	その他	5名

【令和4年10月時点】

これまでに専門家からいただいたアドバイス

従業員の雇用環境の整備に苦労することや資金需要が緊迫する場面もあるかもしれませんが、生産力の向上に努め業績をぜひとも伸ばして下さい。

設備投資を検討される際は、緊急性、補助金の有無、返済期間や修繕で足りるかどうかなどを勘案し、優先順位付けを行って下さい。

もし余力があれば、作物別損益の把握と、資金繰り表の作成を行うと、今後の経営判断の際に有用な情報源となります。

Nさんが成し遂げてきたことを次代に承継する際には、個人版事業承継を使用する方法や法人成りによる方法などがあります。

それぞれメリットとデメリットがありますので、次代の方と一緒に、比較検討しながら慎重に進める必要があります。



全国平均に比して所得率が著しく高く、また財務基盤も非常に充実していることから、Tさんご夫婦やお孫さんは堅実で熱心に栽培に取り組まれています。

今後はより一層の生産性の向上に努めつつ、その技術、経営基盤をお孫さんに承継するにあたり、法人化を見据えて検討されてみてはいかがでしょうか。

税務・経営・事業承継



國村 年

くにむら みのる

公認会計士・税理士・農業経営アドバイザー
 國村公認会計士事務所 所長
 中小機構四国本部事業承継コーディネーター
 高松市木太町

・農業に関する税務及び公認会計士業務

「難しそうなことを分かりやすく!!」をモットーに、会計・財務・税務面から農業を「家業」から「事業」にするお手伝いをさせていただきたいと思っております。創業、法人化、贈与・相続、事業承継、M&A・組織再編、棚卸を得意としております。他の土業とのネットワークもあります。お気軽にご相談ください!

税務・経営



綾野 孝彦

あやの たかひこ

税理士・農業経営アドバイザー
 綾野孝彦税理士事務所 所長
 丸亀市飯山町

・農業に関する税務

農業経営について、個人・法人の形態を問わず全般的に記帳から資金・事業計画の作成までニーズに応じたサポートをいたします。また、法人化や事業承継についても経営者の方々と共に考えながら支援をいたします。皆様からのご相談をお待ちしておりますので、気軽にお声掛けください。

税務・経営



池添 淳

いけぞえ まこと

税理士・農業経営アドバイザー
亀山量夫税理士事務所
高松市福福町

・農業に関する税務

最適な経営方法、農業法人化、農業特有の税制の活用を通じて、どうすれば事業が成長できるか?を皆さまと一緒に考えていきたいと思っております。複雑で分かりにくい話題ですが、簡単な言葉を使いご納得いただけるまで丁寧に説明いたします。

税務・経営



石原 志保

いしはら しほ

税理士
石原志保税理士事務所
高松市屋島西町

・農業に関する税務

おいしい食事は食べる人を笑顔にします。農業は人に喜びや幸せをダイレクトに与えられる素敵な仕事だと思います。誇りを持って農業に従事できるよう、税理士としてお金の流れや税金や申告のこと、そして事業承継や法人化といった組織作りに関することをわかりやすくお伝えしお手伝いできたら幸いです。

税務・経営



大川 長俊

おおかわ ながとし

税理士・大川長俊税理士事務所 所長
国税職員 OB 元法人課税部門統括国税調査官(特別調査部門)
成年後見人(高松家庭裁判所管内)
(公財)かがわ産業支援財団 事業承継支援専門家
経営革新等支援機関認定者
丸亀市垂水町

・農業に関する税務

現在、日本の総合食料自給率(カロリーベース)は38%と非常に低く、なおかつ従事員の高齢化により農産物の供給が緊急の課題となっております。それを克服するために、農業法人、営農集団、認定農業者として新規就農者を増やす政策をしております。それらの法人及び農業者の皆様方に対して、今までの経験を活かして農業経営相談、税務相談、事業承継等について誠心誠意指導及び相談いたします。

税務・経営



岡本 正雄

おかもと まさお

税理士・農業経営アドバイザー
岡本正雄税理士事務所 所長
事業承継マネージャー
さぬき市志度

・農業に関する税務

農業は国の根幹を担う事業だと考えております。農業経営者の方に会計・税務の面からご支援します。利益が出ているがお金がない、設備投資したいが資金的に大丈夫なのか?会社にした方がいい?事業承継はどうしたら?といった問題はありますか?農業経営するうえでの「困った」を一緒に解決していきます。

税務・経営



小栗 崇史

おぐり たかし

税理士
オアシス税理士法人 代表社員税理士
丸亀市飯野町

・農業に関する税務

丸亀市で開業しております。お客様に寄添うことができる税理士であるよう心がけております。会計・税務の相談はもちろんのこと、お客様一人ひとりときっちり関わって、困ったときに顔を思い出してもらえような存在になりたいと思っております。

税務・経営



尾崎 健一

おざき けんいち

税理士・農業経営アドバイザー
三野隆子税理士事務所 所属税理士
元：税務署長(愛媛県下)
高松市亀岡町

・農業に関する税務

農業経営アドバイスの基本は農業を理解することをモットーに、主に高収益栽培、人手不足への対応、超簡単ITの導入などの研究に取り組んでいます。

税務・経営



北岡 有紀子

きたおか ゆきこ

税理士
北岡有紀子税理士事務所 税理士
丸亀市金倉町

・農業に関する税務

明日の香川の農業を担う経営者様を会計・税務等の面から支援したいと思っています。個人・法人の申告業務、節税対策、法人成り、税務・経営相談、事業承継など、農業経営者様の抱える諸問題を一緒に解決することによって少しでもお役に立てれば幸いです。

税務・経営



國方 敏文

くにかた としふみ

税理士
國方敏文税理士事務所 所長
高松市木太町

・農業に関する税務

税理士として農業に従事される皆様の税務に関する諸問題に対応致します。法人、個人を問わず、農業固有の税制の理解、税務申告手続、及び農業発展のための法人化手続き等、様々な問題についてご相談下さい。農業従事者が農業に集中できる環境作りを協力致します。

税務・経営



久保田 英俊

くぼた ひでとし

税理士
久保田英俊税理士事務所 所長
高松市塩上町

・農業に関する税務

農業を重視しない社会に未来はないと思います。単に食料の問題だけではなく、環境保全にも農業は大きく貢献しています。税理士として農業に関わるということは、国の未来にも関わることだと思っています。会計・税務は当然のこととして、それ以外の問題も農家の皆様と一緒に考えて行ければいいですね。

税務・経営



泉保 繁美

せんぼ しげみ

税理士・農業経営アドバイザー
税理士法人共同経営センター 代表社員税理士
高松市昭和町

・農業に関する税務

税理士として税務申告のお手伝いをするのはもちろん、その先にある、経営診断や決算検討会を積極的に行っております。会計は農業経営を強くすることができます。決算書を経営に生かし、農業の経営の発展に資することを目指しております。

税務・経営



田中 和幸

たなか かずゆき

税理士

税理士法人共同経営センター 社員税理士
高松市昭和町

・農業に関する税務

税理士として税務申告・税務相談に対応するとともに、日々の会計情報を生かして、経営者に有益な情報を提供し、経営発展のお手伝いをしております。これからは農業においても組織再編等の対応が必要になることが予想されます。そのような面でも農家の皆様のお役に立てると考えております。

税務・経営



棚田 光亮

たなだ みつあき

税理士

税理士法人共同経営センター 社員税理士
高松市昭和町

・農業に関する税務

実家はまんのう町で稲作と畑をしています。農家の皆さんと同じ目線で税務や経営の助言ができればと思っています。県内でも若手の農業経営者が続々育ってきて顧問税理士として有益な助言ができるよう日々研鑽を重ねています。最近では事業の拡大を考えている方が多く将来の事業計画の作成に協力しています。

税務・経営



萩内 美里

はぎうち みさと

税理士

税理士法人共同経営センター 社員税理士
高松市昭和町

・農業に関する税務

個人農業者様、農業法人様の税務申告を多数行う傍ら、農業法人設立や同規模同業他社との比較分析、事業規模拡大に伴う資金計画策定のお手伝いなどにも力を入れて取り組んでおります。皆様の農業経営の発展に資する一助になればと願っております。

税務・労務



橋本 真一

はしもと しんいち

税理士・社会保険労務士

橋本会計事務所 所長
東かがわ市川東

・農業に関する税務

得意分野は、税法の法人税、相続税と贈与税、消費税又社会保険及び労働保険関係法令です。支援内容としては、法人成りに伴う指導、助言や相続、贈与に係る相談対応などです。昨今のTPPなどによる厳しい農業環境を踏まえてやりがいのある農業経営実現のためにお手伝いができれば幸いです。

税務・経営



原 ゆきこ

はら ゆきこ

税理士・農業経営アドバイザー

税理士法人共同経営センター 社員税理士
高松市昭和町

・農業に関する税務

会計は税務申告のためにも必要ですが、経営を戦略的に進めるための重要な情報の宝庫でもあります。「決算書を経営に生かす」ことを旨に活動しております。主役は「農業経営者」である皆さま。その一助になれるよう、税務・会計の専門知識と農業全般に関する幅広い知識を役立てられればと考えております。

税務・経営



古川 修

ふるかわ おさむ

税理士

古川修税理士事務所 所長
高松市西山崎町

・農業に関する税務

私自身農家で、一町ほどの農地を所有し、現在も農業を行っている関係で、農業経営の支援相談、申告に携わっています。農業者には、数々の補助金・交付金があり、経理上の処理も複雑です。それに伴う非課税、特例等の税制支援、消費税の取り扱い、農事組合法人の特殊な税務処理に対応し、様々な相談と支援に応じます。

税務・経営



松本 周

まつもと しゅう

税理士

松本篤税理士事務所
さぬき市大川町

・農業に関する税務

私自身、農業分野に興味をもっており、農業経営をされている方々を尊敬しております。農業経営者の方々が少しでも事業に専念できるように税理士としての職性を活かし、農業経営従事者にご協力していき、今後の農業の発展に寄与できるように全力でサポート致します。そして、持続可能な農業の実践に携わらせて頂けることに感謝致します。

税務・経営



三木 洋

みき ひろし

税理士

三木洋税理士事務所
高松市丸の内

・農業に関する税務

事業計画策定支援及び税務のうち、農業を中心とした農業法人及び個人の税務対策を、農協の依頼による20年の経験を生かして、協力したいと思います。

税務・経営



宮本 公男

みやもと きみお

税理士・社会保険労務士

宮本公男税理士事務所 所長
宮本公男社会保険労務士事務所 所長
経営革新等支援機関認定者
仲多度郡まんのう町

・農業に関する税務

現在の仕事は記載のとおりですが、農家の長男として生まれ、残念ながら現在は米作のみであります。最近若い人が、農業担い手として活躍される時代になりました。将来の計画、企業としての農業等、少しでもお手伝いできればと思っています。

税務・経営



山地 良典

やまじ よしのり

税理士

山地良典税理士事務所 所長
丸亀市土器町

・農業に関する税務

皆様にとって従来の税務、会計、経営は当然のことながら最近では、相続、事業承継等も身近な問題となってきております。このような諸問題の解決のために個人から法人、農事組合法人まで最善の策を提案させていただきます。どうぞお手伝いさせていただきます。

税務・経営



吉田 順子

よしだ じゅんこ

税理士・農業経営アドバイザー
吉田順子税理士事務所 所長
高松市牟礼町

・農業に関する税務

毎年家庭菜園を続けており、作物の収穫の難しさは日々体験しております。税務につきましては、長年皆様のご相談に応じさせていただいており、幅広い経験しております。農業の専門的知識については初心者ですが、農業会計・税務につきましては私達専門家にお手伝いさせていただきます。皆様方のお役に立てると考えております。

税務・経営

米田 守宏

よねだ もりひろ

税理士
税理士法人三和会計事務所
高松市藤塚町

・農業に関する税務

東讃地区を中心として、事務局にて派遣対応を検討させていただきます。

税務・経営



渡邊 洋一

わたなべ よういち

税理士・農業経営アドバイザー
税理士法人ビジネスブレイン 代表社員
ビジネスクリニック(株) 代表取締役
丸亀市通町

・農業に関する税務

子供の頃から米(天日干し)・野菜・畜産・林業を経験し農学部を卒業していますが、税理士として、税務・会計はもとより、経営計画の策定、相続などのあらゆるご相談も承ります。最近では、野菜や魚の六次化にも取り組み、県外にも展開するなど経営面でもサポートしています。

法務



久保 太郎

くぼ たろう

弁護士
久保総合法律事務所
高松市丸の内

・農業に関する法務

弁護士の仕事は裁判だけではありません。法律の専門家の立場から、契約書の作成や取引の交渉、法人化等、農業経営に関する色々な場面でサポートさせていただきます。気になることがあれば、遠慮なくご相談下さい。

法務



仙頭 真希子

せんとう まきこ

弁護士
せんとう法律事務所 所長
丸亀市大手町

・農業に関する法務

農業は、私たちの食生活を通して子供たちの未来に深く関わる重要な役割を担っています。農業経営の安定的な発展に向けて、少しでもお役に立てれば幸いです。皆様の疑問や不安に丁寧にお答えしますので、安心してご相談ください。

法務



仙頭 博行

せんとう ひろゆき

司法書士
仙頭司法書士行政書士合同事務所 所長
善通寺市上吉田町

・農業に関する法務

この国は、農業経営に限らず、事業承継が困難になってきている。一つには、新旧者の事業に対する基準値の隔たり、その他として若年層の減少があげられよう。国家を挙げて、我々は、若い世代に支援を送り、特にこれからの農業経営者にこの国の未来を託したい。

法務



三好 茂樹

みよし しげき

司法書士
三好司法書士事務所 所長
さぬき市津田町津田

・農業に関する法務

街の法律家として皆様方から信用・信頼され、些細な法律問題についても気軽に相談することができるよう日々努力・精進しています。特に農業関係については、法人の設立登記をはじめとして、法務コンサルタントはもとより、個人の相続、売買、贈与など幅広く業務を取り扱っていますので、どうぞお気軽にご相談ください。

労務



岩田 健生

いわた たけお

社会保険労務士
岩田社会保険労務士事務所 所長
高松市藤塚町

・農業に関する労務

労働人口の減少、働き方改革の推奨と「時代」が変化していく中でも、日本において農業の重要性が変化することはありません。人に関する法律の専門家として、労働保険及び社会保険の諸手続きを始め、労働条件通知書や就業規則等の整備、新規採用・担い手の育成など、できる限りサポートさせて頂きたいと思っております。

労務



佐藤 秀樹

さとう ひでき

社会保険労務士
社会保険労務士佐藤秀樹事務所 所長
木田郡三木町

- ・労務管理全般
- ・賃金体系の見直し、賃金制度の導入
- ・外国人労働者の受入サポート

経営に欠かせない要素である「人」、機械化や省力化が進んでも農業にとってはその担い手の確保が最重要な課題であると考えます。パートタイマーや高齢者の就労支援から外国人労働者の受入のサポートまで、人材確保から事務手続き、雇用管理まで、「農」の雇用についてはトータルでお手伝いさせていただきます。

労務



田中 亜紀

たなか あき

社会保険労務士
社会保険労務士法人田中事務所 代表
高松市番町

・農業に関する労務

農業経営の規模拡大に伴って、雇用の確保(採用・定着・育成)は重要な問題となります。農業の特殊性に即した労働条件の見直しや労働環境の整備、組織づくりを支援いたします。労働保険・社会保険加入手続きをはじめ、就業規則や諸規定の作成についてご相談ください。

経営



岡見 育利

おかみ いくとし

中小企業診断士

(有)ポラリス 執行役員 経営コンサルタント
中小機構販路開拓コーディネーター
働き方改革香川県認定コンサルタント
四国経済産業局中小企業新事業活動支援専門委員
東京都中小企業活性化PJ 専門家
東京都中野区東中野・高松市中野町

- ・マーケティング
- ・商品開発
- ・販路開拓

香川県出身であり、大卒後は高松市本社の建機メーカーに定年まで勤務しました。現在は東京都に在住ですが、郷里である当県の発展に貢献したく専門家登録いたしました。「変化する外部環境を分析予測し、先手を打ったマーケティング活動、企業改革を行う」といった方向性でのご支援・助言により、農業者様の経営改善や経営革新のお手伝いをいたします。

経営



森 昭博

もり あきひろ

中小企業診断士

(株)森の経営コンサルタント 代表取締役
観音寺市室本町

- ・商品開発
- ・事業計画策定
- ・販路開拓

メンバーをやる気にするチーム作りを専門とする経営コンサルタントです。販路開拓・生産性向上など農業経営の多くの課題はメンバーがやる気になれば解決します。そのための経営者の心構えや仕組み作りをアドバイスします。

経営・事業承継



筒井 恵

つつい めぐみ

中小企業診断士

(有)リンクサポート 代表取締役
香川県事業承継支援窓口事業承継ブロックコーディネーター
(公財)かがわ産業支援財団登録専門家
高松市林町

- ・事業承継
- ・経営革新
- ・利益体質強化

経営コンサルタントとして3,000件以上の相談・支援に関わって参りました。経営革新、事業再生を中心とした経営戦略策定、ITを活用したビジネスプロセス・リエンジニアリング等を中心に対応しており、「現場を主体とし定量的成果を出せるような支援」を得意としております。

経営・事業承継



吉本 和巨

よしもと かずお

中小企業診断士

(株)ウイニングパートナーズ 代表取締役
(株)ストライク企業情報第11部長
高松市古新町

- ・事業承継
- ・事業計画策定
- ・販路開拓

私たちの使命は事業再生・経営改善コンサルティングを通じて、地域企業の発展に貢献することです。また、中小企業における「事業承継」「事業再構築」の重要性が益々高まっており、M&A業務にも積極的に取り組んでいます。私たちは「現場主義」をモットーとし、経営者の方と共に汗をかき、様々な問題・課題を解決するお手伝いをいたします。

集落営農・地域農政



安藤 光義

あんどう みつよし

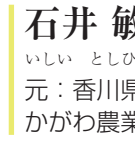
大学教授

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
かがわ農業経営相談所内

- ・集落営農に係る支援
- ・地域農政に係る支援

東京大学大学院農学生命科学研究科 農業・資源経済学専攻 教授
農林業センサスの分析に中心的に携わる等、農山村の現状・変化について多くの知見を有する専門家です。集落営農、地域農政等に係る著書・論文・寄稿等多数。集落営農等、「地域農業の維持・発展」に取り組む経営体へのアドバイスを中心に、事務局にて派遣対応を検討させていただきます。

集落営農・地域農政



石井 敏弘

いしい としひろ

元：香川県職員

かがわ農業経営相談所内

- ・集落営農に係る支援
- ・地域農政に係る支援

農地の利用調整及び地域の核となる集落営農組織の設立・法人化に尽力した経験のある専門家です。事務局にて派遣対応を検討させていただきます。

経営全般



岡本 裕介

おかもと ゆうすけ

上級農業経営アドバイザー

日本政策金融公庫 香川県地域農業相談員
食の劇場 代表
かがわ農業経営相談所内

- ・事業計画策定
- ・商品開発
- ・販路開拓

複数の金融機関にて勤務後、2018年4月に「食の劇場」として独立起業。農業や食品企業向けのアドバイザー業務を中心に、地元農産物の販売や情報発信業務を手掛けています。「農家ではなく農業経営者」を一人でも多く増やすことを目標に、現場の目線を大事にしながら1次産業の発展、更なる付加価値アップのために日々活動しています。

経営全般



竹内 哲也

たけうち てつや

香川県六次産業化プランナー

ルウツ(株) 代表取締役
かがわ県産品振興機構 理事
香川大学経済学部 非常勤講師
岡山大学工学部大学院 非常勤講師
かがわ農業経営相談所内

- ・商品戦略・集客
- ・販売戦略

生産未経験、販売24年の専門家です。常に売場と向き合い、バイヤーやお客様の「欲しい」を創造してきました。コロナで変わる世界を追い風に、皆様が目取り組んでいる「あたりまえ」に秘められた、「お客様から見れば特別」な点を見つけ、「できる規模」で売るといふ、販売道を一緒に考えられたらと思います。

法人経営



広野 正則

ひろの まさのり

有限会社広野牧場 代表取締役

香川県農業経営者協議会 法人経営企画委員会 副委員長
かがわ農業経営相談所内

- ・法人経営

創業者として有限会社広野牧場の経営拡大に取り組んできました。同牧場は酪農部門、和牛繁殖部門、交流部門、飲食部門を有する「アミューズメントFARM」であり、農業法人経営にかかる幅広い知見を有します。経営拡大・発展に取り組む方へのアドバイスを中心に、支援対応のご協力をさせていただきます。

農業者のための経営相談窓口 香川県新規就農・農業経営相談センター

【お問い合わせ先】

● 総合窓口

■ 香川県新規就農・農業経営相談センター

〒761-8078 香川県高松市仏生山町甲263番地1

事務局 公益財団法人 香川県農地機構

TEL.087-816-3955

協力機関 一般社団法人 香川県農業会議

TEL.087-813-7751



● サテライト窓口

■ 東讃農業改良普及センター

〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田930-2

TEL.0879-42-0190

■ 小豆農業改良普及センター

〒761-4301 香川県小豆郡小豆島町池田2519-2

TEL.0879-75-0145

■ 中讃農業改良普及センター

〒765-0014 香川県善通寺市生野本町1-1-12

TEL.0877-62-1022

■ 西讃農業改良普及センター

〒769-1503 香川県三豊市豊中町笠田竹田438-1

TEL.0875-62-3075